

## 学校感染症による出席停止のお知らせ

学校保健安全法の予防規定により、生徒が下記の感染症にかかった際は、本人の早期回復と他の生徒への感染を防ぐため、医師の許可があるまで出席停止となりますのでお知らせいたします。この処置は、お子さんに十分な休養を与えるため、期間中は欠席扱いとはなりません。ご家庭で、ゆっくり療養させてください。

なお、回復して登校する際は、下の登校許可証を学校に提出してください。

感染症名 (第二種)	出席停止の期間 (めやす)
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで。 または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
麻疹 (はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで。
風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・咽頭炎・結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。
その他の感染症	感染のおそれがないと医師が認めるまで。

----- き り と り せ ん -----

### 登校許可証

竜王中学校 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

疾病名 ( )

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記の疾病による感染のおそれなくなりましたので、登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名・医師名 \_\_\_\_\_

